

「採用試験の在り方を考える専門家会合」（第4回）議事要旨

1 日時：平成20年9月18日（木） 15:00～17:00

2 場所：人事院第1特別会議室

3 出席者（五十音順）

岩澤 康裕	東京大学大学院理学系研究科教授
高橋 滋	一橋大学大学院法学研究科教授（座長）
土井 真一	京都大学大学院法学研究科教授
野澤 正充	立教大学大学院法務研究科教授
廣瀬 壮一	東京工業大学大学院情報理工学研究科教授
吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授

（欠席：岡田 真理子 和歌山大学経済学部准教授、金井 利之 東京大学大学院法学政治学研究科教授、工藤 裕子 中央大学法学部教授）

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 事務局から資料等の説明
- (3) 意見交換
- (4) 閉会

5 議事概要

総合職試験・一般職試験に関する総論について意見交換が行われ、出席者から大要以下のような意見等があった。（欠席者からのコメントを含む。）

<総合職試験・一般職試験の意義・性格等について>

- 理念的には、総合職と一般職を統合し、採用後の働きぶり等を評価して幹部候補を選抜していくということも考えられると思うが、それで実際に人事管理を行うことが可能なのか。現実的には、最初からある程度幹部候補となる者を分けておいた方がよいのではないか。
- 総合職試験と一般職試験を分けるとすれば、例えば総合職試験についてはより時間をかけて能力実証を行うなど、試験の内容や手法に差を付ける

ということも考えられるのではないか。

- 基本法で定められた総合職・一般職・専門職というものを前提としつつ、その中でいかに、現実的にフィージビリティの高い採用試験制度にするかを検討していかなければならない。
- 総合職と一般職は分けておいた方がよい。その上で、評価制度に客観的な透明性を持たせ、総合職試験の採用者であっても幹部にならない者がいたり、一般職試験の採用者でも優秀な職員は登用することとするなど、フレキシブルな制度とすべき。
- 総合職試験を本府省の職員採用試験と位置付けることも案として考えられると思うが、その場合、本府省においても定型的な事務処理が必要な仕事があり、そのような仕事についても、本府省においては総合職の人がやることになるのか。
- 基本法では、総合職は「企画立案に係る高い能力」、一般職は「的確な事務処理」と書かれているが、総合職に的確な事務処理能力が必要ないかというところではない。総合職は、企画立案能力と事務処理能力の双方を備えた者という位置付けになるのではないか。
- 総合職試験を受かっても、2年か3年くらいで幹部候補育成課程から外れれば、その時点で辞めるという選択をする者も出てくるだろう。
- 受験者は、採用された後のキャリアプランを考えながら、どの試験を受験するかを選択する。総合職からの採用者でなければ幹部候補になれないという意味で固定的に関連づけるのは適切ではないが、何らかの形で幹部候補としての関連が出てこざるを得ないのではないか。
- 基本法の趣旨に従いキャリアシステムを本当に廃止する意志があるのであれば、総合職試験・一般職試験という2種類の試験を設けるのではなく実質1本の試験とすることや、ほとんどの職員を総合職試験で採用するということも考えられるのではないか。ただし、それらの案が、採用側の意向に沿うものかどうかということは留意が必要。
- 総合職試験と一般職試験というネーミングによって、現行のキャリアシステムの問題点を助長させるようなイメージを与えてはならない。採用後の選抜により、幹部候補となる職員の高度な能力を担保しつつ、一般職試験からの採用者であっても幹部に登用されるという可能性を与えられるよ

うな制度の見直しが必要。

- 新卒の採用者に即戦力を求めることは困難であり、行政官として必要な能力は採用後に各府省において養成されるものであることから、採用試験においては能力養成に対応できる人材を選抜できるようにすればよく、限定された範囲の能力を求めることは妥当ではない。
- 一般職試験からの採用者は、民間企業のいわゆる一般職とは位置づけが異なり、政策の企画立案的な業務にも携わることとなるのではないかと思う。そのため、一般職試験においても、単なる事務処理能力だけでなく、企画立案的な能力も一定程度検証する必要があるのではないか。

<総合職試験・一般職試験からの採用規模について>

- 採用規模の問題について、総合職試験からの採用者の競争性や、競争を通じたモチベーションを高めることが必要であれば、総合職試験からの採用規模を多くする必要がある。総合職を増やすということになると、一般職のウエイトは下がるので、一般職から上に上がる人が多くなることは期待できなくなる。他方、一般職試験からの採用者の幹部への登用のインセンティブを高めることを重視するのであれば、一般職試験からの採用規模を多くするということになるのではないか。
- 総合職試験からの採用規模を、現行Ⅰ種試験の採用規模から減らすと、幹部候補になる確率が今より上がってしまうこととなる。そのような選択肢は採り得ないのではないか。
- 基本法において、特権的なキャリアシステムを廃止するということが前提とされていることからすると、総合職試験からの採用者数は、現行Ⅰ種試験の採用規模より増やすという選択肢になるのではないか。
- 総合職の採用規模を減らせば、キャリアシステムがむしろ強まってしまうこととなる。受験生の採用後のキャリアプランの予測可能性を高めるということも大事なことであり、総合職の人数を増やしつつ、その中で幹部候補に分かれていくというシステムが考えられるのではないか。
- キャリアシステムの廃止の観点からは、総合職試験の採用者数を現行Ⅰ種よりも増加させた上で、総合職試験を現行ではⅠ種Ⅱ種の双方から採用されている本府省の職員の採用試験、一般職試験を出先機関の職員採用試

験と位置付けることも考えられるのではないか。

- 今まで公務員試験には、長年の暗黙のインセンティブがあって、できるから公務員試験を受けるという流れがあったような感じがする。インセンティブを与えるという形からは、難しい試験により選抜が行われるということは非常に大事であり、総合職試験に合格することが名誉なことである感じるような選抜を残すべきである。
- 採用試験にはプレミアムがあるという学生たちに対するイメージをキープする必要がある。国際交渉等への対応などの観点からも、引き続き公務に優秀な人材を確保することは重要である。

<試験区分について>

- 事務系・技術系の区分については、事務系の者が技術系の仕事を行うことは困難であり、引き続き事務系と技術系の区分を設けざるをえないのではないか。事務系・技術系の区分の問題は、試験区分の問題というよりも、採用後の処遇の在り方が問題なのではないか。
- 国際的にみると、日本の場合、文系の出身者は理系の分野に関連する知識が不十分であるように思われる。今後は、例えば環境やエネルギーの関係の分野で、文系・理系双方の知識をバランス良く備えた人材が必要になるのではないか。
- 今後、技術系の分野の重要性が増すことは確かであり、技術系区分からの採用は残すべきである。
- 各府省における業務の中には、技術系の専門知識が必要とされるものもあることから、事務系と技術系の区分は引き続き設けておくことが適当ではないか。
- 事務系の区分について、法律と経済では、実際に仕事を行っていく上で必要とされる能力も異なると考えられ、引き続き区分は分けておくべきではないか。一方で、行政区分は、採用数も少ないことから、必要なのだろうか。
- 試験区分をどのように設定するかは、必修科目の設定や、選択科目の幅広さなど、試験問題の出題の仕方に関係するものなのではないか。

- 現行の行政区分は採用者数が非常に少ないが、これを仮に廃止した場合、法律か経済を勉強した者でなければ受験できないこととなり、受験生等に与える影響が大きいと考えられることから、慎重に検討すべきではないか。
- 事務系区分を大括り化した場合、実際の合格者と各府省が採用を希望する人材にミスマッチが生じる可能性があり、合格者数を増加させて欲しいという声が強くなってくるのではないか。
- 院卒者試験については、院卒者と大卒者について、採用後のパフォーマンスがどの程度異なるのか、どのような特徴を持っているのかということが明らかになってから、詳細な制度設計を考えるべきではないか。
- 基本法において、院卒者試験を新たに設けることとされているが、総合職試験では院卒者試験を設けず、学部卒の者も、法科大学院や公共政策大学院の出身者も、同じ試験を受けることとするという選択肢も考えられるのではないか。
- 法学部からの人材確保という観点からは、事務系の院卒者試験は、法科大学院等、専門職大学院の修了者を念頭に置くということが現実的ではないか。
- 現実に、法学部の優秀層の多くは法科大学院に進学しており、法科大学院からの人材確保ということも念頭に置く必要がある。司法試験に合格しなかった者を公務に受け入れるということではなく、法科大学院に進学したが、政策立案に携わりたいという者がいるのであれば、そういった者を引きつけるような試験制度にすべきではないか。
- 国際化への対応ということを考えれば、法律と経済両方の知識を持ち合わせていることが重要。技術系も含め、幅広く公務に優秀な人材を確保していく必要があり、そのためにどのような試験制度とするかということは十分検討していかなければならない。
- これまでの公務員の採用に当たっては、現在何ができるかというよりも、将来において何ができるかという潜在能力を重視してきたという面があるのではないか。今後もそのような点に着目して採用を行うのか、専門職大学院等で身に付けた専門性にも着目して採用していくのか、その点を整理した上で、院卒者試験の在り方について議論していくべきではないか。

- 法科大学院や経済学の大学院で専門的に勉強をしてきた者にとっては、採用試験において幅広い範囲で科目を課されると、公務員試験を受験するインセンティブが低下してしまう。その意味では、院卒者試験においても試験区分を設けるということに意義はあるのではないか。

以 上

(文責：専門家会合事務局 速報のため事後修正の可能性あり。)